

2004年度古文書学特殊講義レポート
「東寺領太良荘」

40085 太刀岡勇氣

(三) 課題文

まず課題文の翻刻と読み下し、訳をつける。

教王護国寺三綱等解 申請 天裁事

請殊蒙 天裁、任二品法親王家御寄進状、永為

当寺領、申給官使、打榜示、遂立券、停止勅院事

大小国役、宛置公家御祈用途若狭国太良保子細状

右、得二品法親王家御寄進状、当国者

式乾門院之御分、当保者本是歡喜壽院之領也。一

且雖有被国領之事、重被申子細之間、可為

法親王御領之由所被奉免也。以之被寄進当寺、

申下官使、打榜示、遂立券、以其地利宛寺用、勤行

公家御祈、奉資天長地久之御願、可祝繼嗣繁

昌之御運。加之、不忘

七条院之御願、欲翊三菩提之妙果云々、寺官等各

以歡喜所經 奏聞也。望請 天裁、任法親王家

御寄進状、以件保永為当寺領、為 公家御祈

用途、積三密之董修、祈万乘之德祚矣。仍勒事状、

謹請 處分。

仁治元年十月日 權都維那法師位 「増海」

權都維那法師位 「聖祐」

都維那法師位 「頼巖」

權寺主法師位 「経延」

權寺主法師位 「仙巖」

寺主法師位 「全恵」

權上座大法師位 「濟俊」

權上座法橋上人位 「聖国」

上座威儀師大法師位 「巖縁」

上座法眼和尚位 「成慶」

教王護国寺三綱等解し申し請う天裁の事

殊に天裁を蒙らんことを請ひ、二品法親王家御寄進状に任せ、永く当寺領と為

し、官使を申し給ひ、**榜示**を打ち、立券を遂げ、勅院事大小国役を停止し、公家御祈用途に宛置く若狭国太良保子細の状

右、二品法親王家御寄進状を得るに**僭く**、「①当国は式乾門院の御分、当保は本是歡喜壽院の領也。一旦②国領にせらるるの事有りと雖ども、重ねて子細を申せらるるの間、③法親王御領たるべきの由、奉免せらるる所也。之を以て当寺に寄進せられ、官使を申し下し、**榜示**を打ち、立券を遂げ、其の地利を以て、寺用に宛て、公家の御祈りを勤行し、天長地久に資するの御願を奉じ、継嗣繁昌の御運を祝うべし。之に加え七条院の御願を忘れず、三菩提の妙果を翊んと欲す云々」寺官等各歡喜をもって奏聞を経る所也。望請せらく天裁、法親王家御寄進状に任せ、件の保を以て永く当寺領と為し、公家御祈り用途と為し、三密の董修を積み、万乗の徳祚を祈る。仍て事のさまを勒し、謹んで處分を請ふ。

仁治元年十月日 権都維那法師位 「増海」

(以下略)

教王護国寺三綱らが、天裁を解し申し請う事

殊に天皇の裁許を下されることを願ひ、二品法親王家の御寄進状の通りに、永く当寺領とし、官使を下され、**榜示**を打って、立券を完了させ、勅事や院事・大小国役を停止し、公家の御祈りの用途に宛置く若狭国太良保の子細についての状

右、二品法親王家の御寄進状を得たところ、それが言うところは以下のようでした。①若狭の国が式乾門院の御分国である時には、当保はもともと歡喜壽院の領でした。一旦②国領に編入させられた事はありますが、何度も事情を申されましたところ、③法親王の御領であるべきであるとして、奉免される所となりました。これをもって、④当寺に寄進され、官使をお下しになり、**榜示**を打ち、立券を完了させ、その地の利益を寺用に宛て、公家の御祈りのため勤行し、平穩無事な世界が続くようにとの御願を奉じて、継嗣繁昌の御運を祝うのがよいでしょう。これに加えて七条院の御願を忘れず、三菩提の妙果を翊んとしましよといったことである。

寺官らは各々歡喜をもって奏聞を経た所です。天裁を望み請います。法親王家御寄進状の通りに、件の保をもって永く当寺領となすことを。公家御祈り用途とし、三密の董修を積み、万乗の徳祚を祈りたいと思います。よって事情を記し、謹んで處分を請います。

仁治元年十月日 権都維那法師位 「増海」

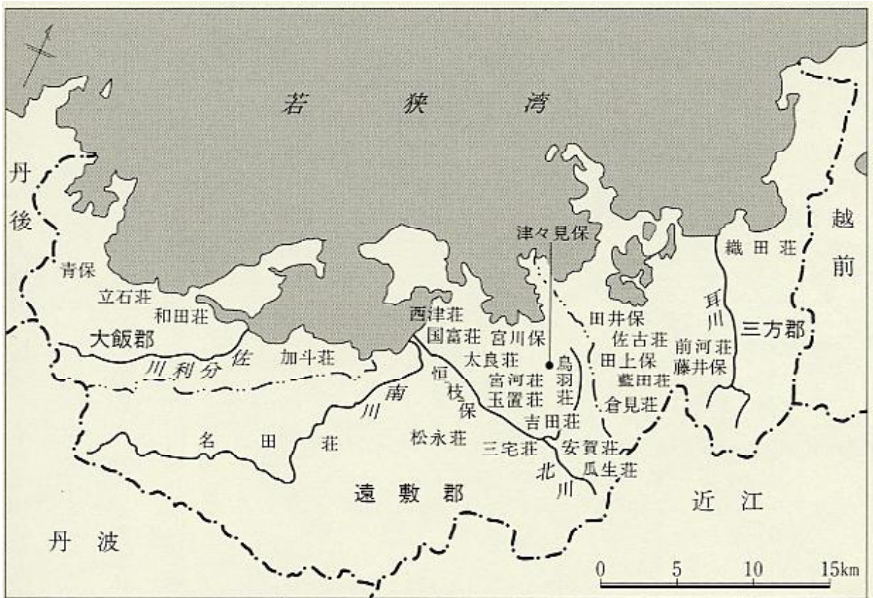
(以下略)

この文書は、東寺百合文書(や函一〇(以下函号のみ記載の場合は東寺百合文書))に収められている重要なもので、鎌倉期中ごろからかなり長い間東寺の経済的基盤でありつづけることになる太良保が、東寺に寄進された時に東寺から出された解状である。(注:なおこの文書は鎌倉遺文 5671号に収められている。しかし鎌倉遺文は仁治元年十一月十日となっていて異なる。この問題についても改めて考えたい。)太良保はこの時期、何度も支配体制が時勢によって変わるなどかなり複雑な事情を抱えた荘園であるので、変化の最終段階のものであるこの文書を理解するためには太良保の歴史を把握することが欠かせない。具体的には本文に即して、①④の事情についてみていきたい。

(三)太良保の歴史

(1) ①の事情

太良保は若狭国遠敷郡にあり、都にも比較的近い重要な荘園である。(図)



その歴史は、都の貴族平師季が遠敷郡長田の地に所領を得たことに始まる。仁平元年（一一五一）頃にその孫の丹生太郎忠政にちなんで太郎保内の地と称されるようになり、治承二年（一一七八）二月廿三日には忠政の子丹生出羽房雲巖が、保司から太良保の公文職に任じられている。（は函一）

雲巖補任状（平安遺文三八一八号、四〇二十一号（養和二年四月廿一日）も同様）

端裏書

「地本領家方可進止證據可備成否く古證文案 交正了く」

補任

太良保公文職事

大法師雲巖

右、保公文職補任雲巖如件、百姓等

宜承知、不可違失、故下

治承二年二月廿三日 保司源 在判

その後鎌倉期初頭には、在庁官人稲庭時定が保を支配していたが、幕府の北陸道に対する影響力強化の動きに翻弄される形で所領のほとんどを奪われて没落した。代わって守護に任じられた若狭忠季は正治二年（一一〇〇）二月二日、太良保も含む遠敷・三方両郡内の荘園・公領の地頭に補任され、強大な権力を誇った。（ヒ函二七六 東寺雑掌申状案）しかし頼朝の死後、頼家が頼朝と違い指導力をうまく発揮できなかったため、幕府内の家臣たちによる覇権争いが激しくなり、建仁三年（一一〇三）三月二日、頼家の舅である比企能員が、頼家を失墜させ実朝を將軍の地位につけようとする北条時政・政子らによって誅殺されてしまう。比企氏は北陸と深い関わりがあったから、その政変に若狭の国は大きな影響を受けることになる。能員の妹を母とする（つまり甥）忠季は、この事件によりその所領のすべてを没収され、遠敷・三方両郡一六か所は二階堂行光に与えられ、太良保・瓜生荘などの遠敷郡九か所は同年十二月二十二日中条家長に与えられることに決まった。

一方で地頭の代官となることで現地に対する影響力をかううじて保持していた稲庭時定の子時国は、この機会に自らの所領を広げようと延暦寺東塔東谷住

侶刑部卿法橋との訴訟に勝ち、承元二年（一二〇八）十一月窮地に陥っていた雲巖の所領を継承した。（ぬ函三）そして自らの地位を守るため知行国主の源兼定に寄進した。建保四年（一二二六）にその兼定は、中央政府との結びつきを強めようとする狙いから、後鳥羽上皇の母七条院が建保二年（一二一四）に建立した歎喜寿院の修二月雑事料として太良保の年貢をあてることを決めた。これが、折から東国政権打倒のための支配拡大を図っていた後鳥羽上皇に歓迎され、太良保は歎喜寿院領の荘園となり、兼定は領家となった。時国は兼定の子家兼の家人として在京し、現地の支配は母の中村尼に任せていた。この年の二月に中村尼は兼定の政所下文によって公文職に補任され、三町の公文給を保証されている。

前治部卿（源兼定）家政所下文案（ア函一五〥京函九 鎌倉遺文二二二三号）
前治部卿家政所下太良庄

可為早以中村尼公文職事

右、以人、宜為公文職、有限歎喜寿院修二月雑事并領家役、任傍例、無懈怠可勤仕也。且件尼有殊申請旨、所令補被職也。若令違背領家之仰事出来者、可被改易其職、不可致後日訴訟也。兼又日来所引募之名田式町四段佰式拾歩之上、引加今伍段式佰肆拾歩、可為參町給田之状如件、庄民宜承知、不可違失、故下、

建保四年二月日

知家事左衛門府生高橋 在判

令右馬允平 在判

別当前豊前守源朝臣

内蔵助中原朝臣

散位源朝臣在判

（歎喜寿院修二月雑事并領家役に職務内容を限り、もし領家の意向に従わないばあいは解任され、訴訟を起こさないと細かいところまで内容を規定しているところが訴訟社会の中世的で興味深い。形式面では、家の政所から文書発給者を知家事として政所下文の形で補任状が出されている。）

兼定の死後領家職を継承した家兼は太良庄の検注を行なわせ、翌建保五年（一二二七）九月八日には検注目録が作成された。（や函一〇）。ところが承久二年

(一二二〇)に中条家長に替わって再び地頭職に若狭忠季が任じられると早速太良荘の馬上免田畠七町余を押領し、中村尼の代官禅珍に訴えられるなど問題を起こす。こうした地頭の横暴に対抗するため、翌承久三年(一二二二)三月、七条院庁は太良荘を正式に歓喜寿院領とし、檢非違使・諸院宮・諸司・国使などの乱入、勅院事以下大小国役を停止すべきことを太政官に申請し、これを認める官宣旨が下り、同年四月一日正式に歓喜寿院領太良荘として立荘された(ウ函二三二〓せ函四)。

官宣旨案(鎌倉遺文二七三五号)

「若狭国太良庄庄号宣旨案」

左弁官下若狭国

応永為歓喜壽院領、停止檢非違使諸院宮諸司国司等・入、
勅院事以下大小国役当国太郎庄(遠敷郡)一處事、

右、得七条院廳去月日奏状備、「謹檢案内、以相伝之庄園、為建立之寺領者、古今之勝躅、院宮之佳例也。爰彼院早雖遂供養之儀、未定置仏聖之備、勤修非一、寺用惟多。仍以此御領、欲充其用途。抑件庄園等相伝由緒・田地四至等、各載于本文書矣。本自無課役之煩、又雖無甲乙之妨、為固後代之牢籠、所申明時之鳳綸也。望請天恩、因准傍例、以件庄園等、永為彼院領、可停止檢非違使諸院宮諸司国司等・入并勅院事以下大小国役等之由、被下宣旨者、将令勤万代之御願矣者」、權大納言源朝臣雅親宣、奉勅依請者、国宜承知、依宣行之、

承久三年四月一日 大史小槻宿禰 在判

右小弁藤原朝臣

(これは七条院庁から出された、歓喜寿院の供養のため仏聖を置き勤行を行なう寺用に充てるため、太良庄を歓喜寿院領と認めて欲しいとする奏状を全面的に認めるものである。形式面では官宣旨(弁官下文)と呼ばれるもので、天皇の意思(勅命)が内侍から蔵人(職事)を経て上卿に伝えられ、それを伝えられた弁官が署名して発布するものである。この場合は上卿の權大納言源朝臣雅親から右小弁藤原朝臣に伝えられ、左大史小槻宿禰が発給したのである。)

これで①当国は式乾門院の御分、当保は本是歓喜壽院の領也という事情が理解

できた。

(2) ②の事情

このようにして無事歎喜寿院領となった太良荘であるが、この直後に起こった承久の乱で朝廷側が負けたことにより、七条院領はすべていったん幕府に没収され、七条院の孫にあたる後堀河天皇の即位後に改めて返却された。ところが太良荘は立券の手続きが完了していなかったため国衙になってしまい再び太良保に戻った。これが②の国領にせらるるの事有りの事情である。

(3) ③の事情

承久の乱で、若狭忠季と三男忠時は、北条泰時率いる東国軍に加わったが、宇治川の合戦で、忠季が六月十四日に戦死してしまった。幕府はこの功績を評価し、戦後ただちに泰時は忠季の跡を後家若狭尼に安堵するとともに、さらに忠時を守護とし若狭国中の没官領を与えることを約束した。そして実際に、先に二階堂行光に与えられていた遠敷・三方両郡一六か所の地頭職に任命された。中条家長に与えられた太良保・瓜生荘をはじめとする遠敷郡九か所の地頭職は、四男忠清に与えられた。新たに地頭となった忠清は、自らの新体制を築くために旧来の勢力を駆逐しようとして禅珍を搦め取るうとしたため、禅珍は逃亡し、時国も逃走しなければならなくなった。そして、馬上免畠七町余・薬師堂寺用田一町二段・公文職など、雲巖から領家あるいは時国に継承されていた所領のほとんどを押領した。このような状況を打開したのが東寺の長者菩提院行遍であり、彼は各方面へ働きかけることにより延応元年(一二三九)十一月太良保を法親王家(道深親王)の御領とすることに成功する。これが③法親王御領たるべきの由、奉免せらるる所也の事情である。(エ函四)

若狭国司庁宣(鎌倉遺文五五〇一号)

(花押)

庁宣 留守所

可早令如元立券庄号太郎保事

右、件保者、本歎喜寿院御庄也。而一旦雖被顛倒、依令申自御室御所御、如

(道深法親王)

元停止勅院事大小国役万雑事等、為彼御領、可被庄号之状、所宣如件、以宣、

延応元年十一月日

大介平朝臣

若狭国留守所下文案（鎌倉遺文五五〇二号）

目代施行案

留守所

可早任御庁宣旨、以太良保令庄号事

右、御庁宣到来状傳々々、任状為歡喜寿院領、可令庄号之状如件、

延応元年十一月日

目代左衛門尉 在判

（4）④の事情

こうして歡喜寿院領になったものの旧体制側の反発は強く、素直に従わなかったためうまく支配体制を整えられなかった。翌十二月には早くも二度目の庁宣が出されている。

若狭国国司庁宣案（鎌倉遺文五五一五号）

庁宣 留守所

可早令停止国役万雑事・国使入部太良保事、

右件、令立券庄号、可停止国使入部之由、庁宣先畢、而在庁所被切充国役云々、
事实者、所行不当也。自今以後、永令停止国役支配之状、所宣如件、

延応元年十二月日

大介平朝臣

そこで、行遍の多大な功績を認めると同時に彼の政治力に期待して支配体制を確立させるため、法親王家御領となった太良莊を東寺に寄進することが決定され、仁治元年（一二四〇）に本家を歡喜寿院、領家を東寺とする莊園になった。このときの申請文書が上の課題文であり、これに対し要求を認めた官宣旨が出されている。

官宣旨案（鎌倉遺文五六七二号）

左弁官下 若狭国

応任二品法親王家御寄進状、永為教王護国寺領、停止勅院事・大小国役・

国郡使入部、充置公家御祈用途、当国太良保事、

右、得彼寺三綱等今月十日解状備、「得二品法親王家御寄進状備、『当国者式乾門院之御分、当保者、本是歡喜壽院之領也。一旦雖有被国領之事、重被申子細之間、可為法親王御領之由、所被奉免也。以之被寄進当寺、以其地利充寺用、勤行公家御祈、奉資天長地久之御願、可祝繼嗣繁昌之御運。加之、不忘七条院之御願、欲翊三菩提之妙果云々』、寺官等各以歡喜、所經奏聞也。望請 天裁、任法親王家御寄進状、以件保永為当寺領、為公家御祈用途、積三密之董修、祈万乘之德祚者」、權中納言藤原朝臣冬忠宣、奉 勅、依請者、宜承知、依宣行之、

仁治元年十一月廿日

大史小槻宿禰 在判

小弁藤原朝臣 在判

官宣旨案（鎌倉遺文五六七三号）

「（端裏書） 宣旨案仁治元年」

左弁官下 教王護国寺

忝任二品法親王家御寄進状、永為当寺領、□□□□（停止勅院）事・大小国役・国郡使入部、宛置公家御祈用途、若狭国太良保事、

・・・・・（右、得彼寺三綱）等今月十日解状備、「得二品法親王家御寄進状備、『当国者式乾門院之御分、当保者□□□□□□（本是歡喜壽）院之領也。一旦雖有被国領之事、重被申子細之間、可為法親王御領之由、所被奉免也。

□□□□□□（以之被寄進）当寺、以其地利充寺用、勤行公家御祈、奉資天長地久之御願、可祝繼嗣繁昌之□□□□□□（御運。加之、不忘）七条院之御願、欲翊三菩提之妙果云々』、寺官等各以歡喜、所經奏聞也。望請天裁、□□（任法）親王家御寄進状、以件保永為当寺領、為公家御祈用途、積三密之董修、祈万乘之德祚□（者）」、權中納言藤原朝臣冬忠宣、奉勅、依請者、同下知彼国既畢、寺宜承知、依宣行之、

仁治元年十一月廿日

大史小槻宿禰 在判

小弁藤原朝臣在判

（この場合も上で見た官宣旨と同じで、前者では上卿の権大納言藤原朝臣冬忠から左小弁藤原朝臣に伝えられ、左大史小槻宿禰が発給したものである。これが左弁官から若狭国に下されている。後者では前者と同時に左弁官から教王護

国寺に対して出されたものであり発給に関わる人は同じである。)

これが④当寺に寄進された事情である。

(注) 鎌倉遺文に見られる解状の月日の相違について

今回与えられた影写本では日付が十月 日になっているが、鎌倉遺文では十一月十日になっているのはなぜだろうか。これには三つの可能性が考えられる。

① 鎌倉遺文の間違い ② 同じ解状が二度作られた可能性 ③ 後で日付が改変された可能性

①はそれに従って十一月廿日に下された官宣旨(五六七二号)が今月十日の解状に偽くといっている所から見て考えにくい。②はほぼこの二つはまったく同じといっているほどのものであるから、二度同じ内容で申請したというよりも、下書きとして作られたものと清書という関係が考えられる。(要旨の部分で、与えられた影写文では永為当寺領が鎌倉遺文では永為東寺領となっているところのみが異なっているが、この程度は鎌倉遺文の誤りの可能性もある。)そうすると十月中に案文である影写文のほうで作られ、鎌倉遺文に収録されている方がその十日以上あとに書かれた物であるといえることができる。

③もこういった文書では大いにありうることで、後から受け取る側の都合のよく日付を変えられるように日付を書かなかつたものに、後から付け加えたとも考えられる。この問題に関してはより詳しい考察が必要だが、②の可能性が高いのではないかと思われる。

(5) 支配体制の確立

こうして公のお墨付きを得た東寺は預所代官として真行房定宴を派遣し、彼は困難な道にもひるまず地頭の非法に苦しみながらも抵抗を続けていた勸心・時沢・真利らの農民を支援して地頭を訴え、寛元元年(一二四三)十一月二十五日(ほ函八)と宝治元年(一二四七)十月二十九日(エ函二)に、荘務の権限は領家・預所にあるという勝訴の判決を得た。定宴は現地から非常に感謝され、東寺が現地の支配権を確立していく原動力となった。このように中世は訴訟社会であり、実力を行使するのではなく訴訟によって自分の権利を獲得していくというのが大きな特徴である。また年貢徴収の目的は後年になってもあくまで歓喜寿院修二月米のためであった。

若狭太良荘寺用米返抄（鎌倉遺文二〇三二五号）

検納 若狭国太良庄寺用事

合柒石柒升五合一夕者

右、歡喜寿院修二月米、且検納如件、

正安元年十二月九日 公文大法師（花押）

しかしながら徐々に東寺の影響力は小さくなり、元寇後の得宗専制支配の流れが強まる中で正安四年（一二三〇二）に地頭若狭忠兼が罷免され、代わりに得宗が地頭となつて検注を行ない現地を支配したため実質上東寺の支配はほぼ終わり、建武政権の樹立まで回復されなかった。

（6）まとめ

この太良荘はもともと公領でそれが立荘され、承久の乱の結果としてまた公領に戻り、それが行遍の働きで再び荘園に戻るといふ複雑な経緯を約七十年の間に経ている非常に興味深い荘園である。ここからは荘園公領制の荘園と公領との間の流動性を読むことができる。鎌倉期は第一の権門である「公家政権」、第二の権門である「武家政権」、第三の権門の「寺家勢力」がそれぞれの勢力拡大を狙つてせめぎあつた時代であり、はじめ太良荘は領家を「公家」として、「武家」の地方権力を担う地頭の横暴から逃れるため立荘された。承久の乱で「公家」が力を失つたため公領に組み入れられてしまった。そしてその状況を打破したのが第三の権門である「寺家」で、その後の立荘では本家を「公家」、領家を「寺家」とし、「武家」に威力をもつ六波羅裁許を梃子に支配強化を進めたために、その三者がうまくバランスして安定的な荘園経営をすることが出来た。その後鎌倉末期になつて得宗専制の流れのなかで東寺が支配力を失うのもこのバランスが崩れたためであつた。

参考文献

福井県史 通史編2 中世

鎌倉遺文

東寺百合文書目録

大日本古文書 家わけ文書 (東寺文書)
平安遺文